

【参考】

離島振興法（昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号）

（抄）

（離島振興計画）

第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めなければならない。

2 離島振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 離島の振興の基本的方針に関する事項
- 二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する事項
- 三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 医療の確保等に関する事項
- 六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 七 教育及び文化の振興に関する事項
- 八 観光の開発に関する事項
- 九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- 十 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関し必要な事項

現行の離島振興法の体系

